

最高裁判所 第二小法廷御中  
事件番号  
平成27年(行ツ)第392号  
平成27年(行ツ)第422号

## JAL不当労働行為事件の上告棄却を求める要請書

2015年6月18日、東京高等裁判所は、日本航空乗員組合(JFU)と日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)が、整理解雇撤回の要求を掲げて争議権の確立のために組合員投票を実施していた期間中に、更生管財人が行った「争議権を確立すれば3500億円を出資しない」という発言は、労働組合法7条が禁じる「支配介入」の不当労働行為であると、明快に断定する判決を下しました。

日本国憲法28条は勤労者の団結権を保障し、団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しています。争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段であり、現行の労働法制の下では、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つです。東京高裁は「そのような意義を有する争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、労働組合としての在り方そのものを問う極めて重要な組合活動であり、争議権投票への介入は、組合運営への支配介入行為として違法である」と結論しました。

また、「会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところを踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかなく、そのような妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響を及ぼすようなことをのべるなどして、その運営に介入しようとすることは、労働組合の自主性や独立性を脅かすものである」と述べて、整理解雇回避に向けた労使交渉による解決を図ることなく、一方的に労働組合の運営に重大な影響を及ぼし、その運営に介入しようとしたことは、労働組合法7条3号が禁止しているところであると、当時の日本航空の不当かつ違法な姿勢を厳しく批判しました。

加えて、ILOは、労働組合への介入は許されないとする結社の自由条約の立場から、本件ならびに不当解雇撤回裁判に関して2012年6月、2013年10月、2015年11月に3回の勧告・見解を出し、日本政府に対し、本裁判のいかなる状況についても報告することを求めています。よってこの争議の結論は、日本の司法の姿勢を示すものとして世界的にも注目されるものです。

最高裁判所におかれましては、東京地方裁判所、並びに東京高等裁判所の判決を十分に尊重され、速やかに上告を棄却することを要請致します。

2016年 月 日

団体名

所在地

代表者

印